

「瓊林会若手の会」実施要領

1 目的

次世代の瓊林会を担う若手会員を育成し、瓊林会の活性化を図るため、全国各地域で、若手会員の交流会「瓊林会若手の会」（以下「若手の会」という。）を開催する。

2 対象事業

- ① 各支部が事業計画を立て、本部に事業申請を行ったもの。
- ② 対象会員は約50歳以下の世代を対象とし、必要に応じ就活学生を含む。
- ③ 若手の会の事業内容及び運営は、各支部に委ねるが今後の正会員（会費納入者）の増大に結びつくもの。

3 事業支援の内容

- ① 若手の会参加人員1名当たり2,000円を補助する。また、在学生在職活動等で参加する場合も同額を補助する。但し、1人当たりの開催費が2,000円を下回った場合は、実額を支給するものとする。
- ② 事業支援は年1回を限度とする。
- ③ 若手の会実施に係る事業費補助は、4項の事業報告書（①、②）受領後に行う。

4 事業報告書の提出義務と期限

- ① 事業実施報告書の提出
日時、場所、参加者数、収支報告書（領収書貼付）、事業概要（写真等）
- ② 参加人員名簿の提出
別紙様式により提出
- ③ 提出期限は事業実施後1ヶ月以内とする。

5 施行日・改訂日

平成22年6月5日

平成30年3月10日（在学生の補助等を追記）